



北九州市 人權行政指針 改訂版



北九州市

北九州市人権行政指針の改訂にあたって

平成 17 年（2005 年）11 月、北九州市では「人権の世紀」といわれる 21 世紀の社会づくりのために、「北九州市人権行政指針」を策定いたしました。

この指針は、「人権文化のまちづくり」をキーワードとして、お互いの人権を尊重し合うことが私たちの日常生活の中に文化として定着することを目指すものであり、その実現のために必要な考え方や施策の方向性を定めた「人権行政のビジョン」となるものです。

策定から 10 年が経過し、その間、人権を取り巻く国内外の状況は、大きく変化してまいりました。国連では、人権保障のための様々な条約や決議が採択され、国内では、個別の人権課題についての法整備が進んでいます。その一方で、社会の状況の変化に伴い、新たな人権問題も発生しています。

北九州市においては、平成 20 年（2008 年）12 月、基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランを策定し、その中で「人権文化のまちづくり」を進めることとしました。また、平成 22 年（2010 年）10 月には、本市のまちづくりの基本ルールとなる「北九州市自治基本条例」を施行し、「人が大切にされるまちづくりの推進」を明記しました。

このたび、今後もこの指針に沿って、「人権文化のまちづくり」を進めるため、人権行政の基本理念や取組みにおける基本的な視点についてはそのまま踏襲し、こうした国内外の状況や本市の取組みの変化を踏まえて改訂を行いました。また、第 1 編を「北九州市人権行政指針」、第 2 編を「北九州市の人権に関する取組み状況」とし、第 2 編については概ね 5 年を目途に改訂することとします。

北九州市は、人権行政を積極的に進め、誰もが人権を尊重され心豊かに暮らせるまちを目指してまいりますが、「人権文化のまちづくり」は、まちづくりの主役である市民の皆様とともに考え、ともに行動してこそ実現できると考えています。皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成 29 年 10 月

目 次

第 1 編 北九州市人権行政指針

第 1 章 指針策定の経緯と位置付け	4
1 指針策定の経緯	
2 指針の位置付け	
第 2 章 「人権文化のまちづくり」の推進	6
1 「人権文化のまちづくり」の推進にあたって	
2 基本理念	
3 市民の役割として期待されるもの	
(1) 市民一人ひとりの役割	
(2) 地域の役割	
(3) 企業の役割	
4 「人権文化のまちづくり」を進めるための市民運動	
第 3 章 人権施策の推進	10
1 基本的な視点	
2 人権施策を推進するための取組み	
(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」	
(2) 市民参加・市民参画の促進	
(3) 「人権の約束事運動」の推進	
(4) 人権感覚に優れた職員の育成	
(5) 行政施策の評価と検証	
(6) 人権のネットワークの充実	
(7) 人権に関する相談・支援機能の充実	
(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援	
(9) 地域の拠点機能の充実	
第 4 章 人権教育・人権啓発の推進	16
1 基本的な視点	
2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み	
(1) 人権教育	
① 学校教育	

ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進

イ 指導方法・教材の改善と充実

ウ 人権感覚に優れた教職員の育成

エ 地域・家庭との連携

② 社会教育

ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出

イ 地域交流活動の促進

ウ 指導者の育成

(2) 人権啓発

① 啓発活動の充実・推進

② 人材育成の充実

③ 地域における啓発活動の推進

④ 企業の啓発活動への支援

⑤ 人権啓発ネットワークの充実

⑥ 調査・研究機能の充実

⑦ 北九州市人権問題啓発推進協議会の活動の充実

【参考】 人権文化のまちづくりの推進体系 24

第2編 北九州市の人権に関する取組み状況

第1章 人権を取り巻く状況 26

第2章 北九州市の人権に関する取組み状況 27

資料編 41

1 世界人権宣言

2 日本国憲法（抄）

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

4 法務省人権啓発活動年間強調事項（平成29年度）

5 人権課題別の法令、制度等

6 「元気発進！北九州」プラン（北九州市基本構想・基本計画）（抜粋）

7 北九州市自治基本条例（抜粋）